

令和8年度前期分（令和8年4月～令和8年9月分）
認可外保育施設・認証保育所・企業主導型施設等をご利用の方へ
「国分寺市認証保育所等保護者助成金」の御案内



国分寺市認証保育所等保護者助成金（以下、「保護者助成金」といいます。）では、保護者の方の保育料負担の軽減を図るため、お子様の年齢や課税状況、通園する施設、第1子、第2子の別等により上限額を設けた保護者助成金を申請により助成致します。

一部内容の改正をしております。この御案内を充分にご確認の上、提出期限内にもれなく御提出ください。

【助成の対象となる方】

助成の対象となるのは、次の（１）～（４）のすべてを満たす児童が認証保育所、家庭福祉員または認可外保育施設（※１）（以下、認証保育所等という）に在籍した場合における保育料（※２）です。

- （１）月の初日において国分寺市に住民登録があること（住民基本台帳法の規定により市の住民基本台帳に記録されていること）。
- （２）月の初日に認証保育所等に在籍していること。
- （３）保護者と認証保育所等との間で締結された利用契約（月 120 時間以上の利用に限る※３、※４）に基づき在籍していること。
- （４）P2「助成上限額一覧表」の要件に当てはまり、金額の記載があること。

※１ 認可外保育施設とは、「認証保育所」及び「家庭福祉員」を除いた認可外保育施設のうち、「指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設に限ります。市内・市外施設を問いません。対象施設は下部 QR コードの「東京都福祉局ホームページ」より御確認できます。

※２ 保育料以外にかかる料金（入園料、給食費、行事参加費など）は、助成の対象になりません。

※３ 認証保育所と月 120 時間未満の利用契約を締結している方は、お問い合わせください。

※４ 「月 120 時間」には、延長保育時間も加算可能です。その場合には延長時間数が分かるものを添付ください。
（120 時間の目安）1 日 6 時間×週 5 日×4 週＝月 120 時間

※ 月の途中から入所した場合は、翌月分から本助成金の対象となります。

※ 夜間のみのもの、一時保育等は本助成金の対象になりません。

※ 施設等利用給付認定が「ある」「なし」については問いません。

※ 保護者の所得金額による制限はありません。



【申請の手続きについて】

月々の保育料を先に施設にお支払いください。半期ごと年 2 回の申請期間を設けますので、保護者が施設へ支払った保育料を申請してください。審査の上、補助金を指定口座に振り込みます。

○前期（４～９月分）・・・毎年 9～10 月頃に申請期間を設けます（今回の案内分）

○後期（10～3 月分）・・・毎年 3～4 月頃に申請期間を設けます（P4 に申請期間の記載あり）

【申請書配布場所】

- ・通園している保育所（補助金対象施設である市内・市外認証保育所、市内・市外認可外保育施設等）
- ・保育幼稚園課の窓口
- ・市ホームページからダウンロードできます。ページ番号「1034983」

【助成上限額一覧表】（1 ヶ月あたり）

助成上限額一覧表					(参考)
要件			認証保育所、家庭福祉施設、企業主導型保育事業（指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されていること）	認可外保育施設（指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されていること）	国の無償化上限額 ※1
0～2 歳児クラス	住民税課税世帯※2	第1子	67,000 円	40,000 円	
		第2子以降			
	住民税非課税世帯※2	第1子	25,000 円		42,000 円
		第2子以降		25,000 円	
3～5 歳児クラス		第1子	20,000 円		37,000 円
		第2子以降		20,000 円	

※1 幼児教育・保育の無償化（施設等利用費の請求）と、当助成金を併せて受けることができます。

この場合は、保護者が支払った月額保育料から無償化給付額（施設等利用費）を差し引いた額に対して助成します。子ども・子育て支援法第30条の4第2号又は第3号認定（施設等利用給付認定）を受けた児童の保護者に対し、給付を行っています。給付内容は、非課税世帯で保育の必要性の認定のある0～2歳児については月額上限 42,000 円、保育の必要性の認定のある3～5歳児については月額上限 37,000 円が給付されます。事前の認定申請が必要です、認定については保育幼稚園入園相談係に問合せください。企業主導型施設は、施設に問合せください。

※2 令和8年4月～8月請求分は、令和7年度住民税課税状況で確認します。

令和8年9月請求分は、令和8年度住民税課税状況で確認します。

※「第1子」とは児童が被監護者のうち最年長者である場合を、「第2子以降」とは、児童が被監護者（児童の保護者に監護され、当該保護者と生計を一にする者をいう）のうち、最年長者以外の者であることを指します。

※クラスは当該年度の4月1日時点での満年齢です。

【提出書類】

(1) 「国分寺市認証保育所等保護者助成金交付申請書」様式第1号（第6条関係）

(2) 契約書の写し⇒①施設との契約期間 ②月 120 時間以上の利用契約 ①、②が確認できるもの。認証保育所は不要。

(3) 月額保育料を確認できる資料の写し⇒（例）①利用施設の保育料表（該当する月額保育料金が分かるよう印など付けてください）②請求内訳書③領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書

(4) 「領収証」（原本）⇒申請期間分の施設に支払った保育料の領収証。発行は施設に確認、依頼ください。

●領収書の入手が難しい場合は、支払った事が分かる書類。（例）①振込票控②保育料引き落としの通帳コピー（口座名義人が分かるコピーも添付、振込や引き落としが何月分の支払いなのか記入する）③領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書

(5) 「課税証明書」または「非課税証明書」⇒0 歳～2 歳児クラスのお子様で、以下にあたる方

●4 月～8 月分を申請される方で、令和7年 1 月 1 日に国分寺市の住民登録がない方は、「令和7年度（非）課税証明書」

●9 月分を申請される方で、令和8年 1 月 1 日に国分寺市の住民登録がない方は、「令和8年度（非）課税証明書」

※上記の基準日に、住民登録のあった自治体での発行となります

※非課税世帯は、世帯全員分の非課税証明書

※海外在住だった方は、会社発行の「収入証明」および「年間収入申告書様式第1号（第2条関係）」

※令和7年度保護者助成金申請で、「令和7年度（非）課税証明書」を提出されている方は、その後（非）課税内容に変更がなければ提出不要

【その他】

- (1) 受付期間内に書類の提出がなかった場合、審査の対象外となり、助成金のお支払いができなくなる可能性があります。提出をお忘れにならないでください。特別な事情等がある場合には、受付期間内に連絡してください。
また、期限内に書類が揃わない場合は、期限内に揃えたものを先に御提出ください。その場合にはメモなどに次の①～③を記入し同封してください。①連絡先電話番号②不足書類の内容と理由③最速で提出できる日（申告されるとおり、不足書類は忘れず提出ください。）
- (2) 幼児養育費補助金との併用はできません。重複支給されていた場合、返金いただきます。
- (3) 書類の不備等が判明した際は、確認のため申請書に記載された番号へ電話連絡いたします。
例えば「申請者は父だが、問合せは母に電話してほしい。」等の場合には、申請書の欄外に「母の連絡先」を記入しておいてください。（記入例：問合せ先（母）×××-××××-××××）
- (4) 振込先口座は、お子様名義の口座は指定できません。また、施設等利用費請求を一緒に提出される方は、同じ口座を指定、記入してください。
- (5) 兄弟姉妹の申請、請求がある場合は、一人分ずつの書類を御用意ください。

〈期限厳守〉【申請受付期間】＊郵送の場合は必着

【提出先】保育幼稚園課（市役所2階）に持参、または御郵送ください。

① 「国分寺市認証保育所等保護者助成金」のみ対象の方

令和8年9月18日（金）～令和8年10月2日（金）

② 「国分寺市認証保育所等保護者助成金」および

「幼児教育・保育無償化に係る施設等利用費の給付」両方とも対象の方

令和8年10月8日（木）～令和8年10月23日（金）

こちらに該当する方は、「保護者助成金の申請書類」と「施設等利用費の請求書類」の両方を提出する必要があります。添付書類も含めて、すべて一緒に御提出ください。

【決定通知書の発送予定】

①保護者助成金のみ対象の方・・・令和8年10月下旬頃

②保護者助成金および施設等利用費の両方とも対象の方・・・令和8年11月中旬頃

※「保護者助成金」は、申請書類を審査の上、交付決定の可否と支払金額を決定し通知します。

※「施設等利用費」は、市からの通知はありません。通帳記帳等により御確認ください。

【振込日の予定】

①保護者助成金のみ対象の方・・・令和8年11月中旬頃

②保護者助成金および施設等利用費の両方とも対象の方・・・令和8年12月上旬頃

※保護者助成金と施設等利用費の入金日が同日とは限りませんので、あらかじめ御了承ください。

【参考：施設等利用費の提出書類】 ※詳しくは別途の案内をご確認ください。

□「施設等利用費請求書（償還払い用）」様式第8号（第7条関係）

□「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書」←保護者助成金の「領収証」、および「月極保育料を確認できる資料の写し」として使用できます。

【次回の申請期間】 次の後期分も申請期間内に申請されるよう、ご協力をお願いいたします。

保護者助成金のみ	保護者助成金および施設等利用費給付
令和9年3月19日(金)～4月2日(金)	令和9年4月7日(水)～4月19日(月)

【問い合わせ先・提出先について】

【請求について】 保育幼稚園課 給付管理係 042-312-8649（直通）

【認定について】 保育幼稚園課 入園相談係 042-312-8648（直通）

【提出先】 保育幼稚園課給付管理係（市役所2階）に持参する、または下記（欄外）に御郵送ください。

〒185-8501 東京都国分寺市泉町2-2-18

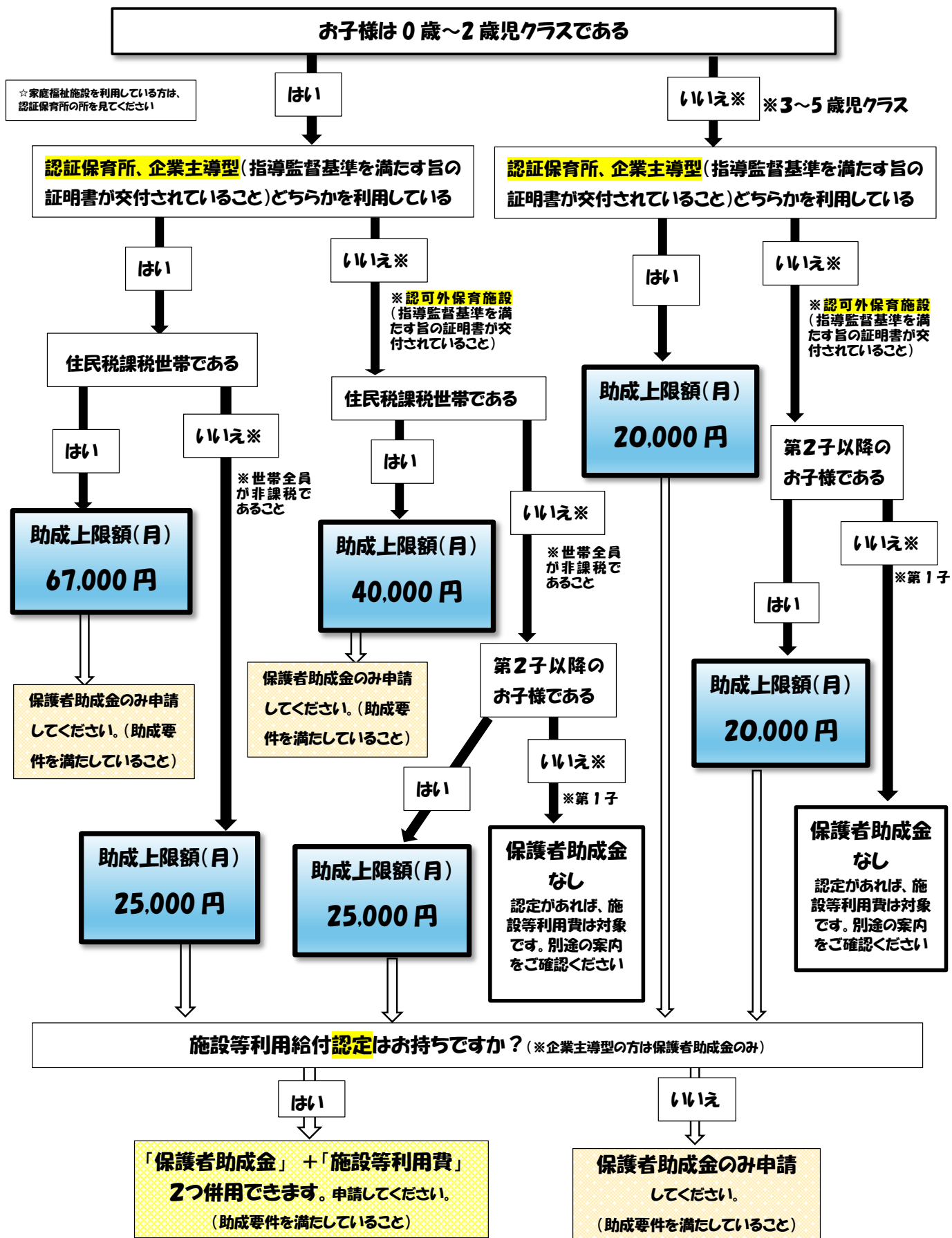
【窓口受付時間】 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）午前8時30分から午後5時まで

郵送提出先(下記を切り取ってラベルとしてもお使いいただけます)

〒185-8501 東京都国分寺市泉町2-2-18
国分寺市役所子ども家庭部
保育幼稚園課給付管理係 行

保護者助成金フローチャート

当てはまるものを選択していくと、
助成上限額が示されます。
参考にしてください。(R7.9月分～)



記入例

様式第1号（第6条関係）

令和〇年 〇 月 〇 日

国分寺市長 殿

国分寺市認証保育所等保護者助成金交付申請書

国分寺市認証保育所等保護者助成金の交付を受けたいので、
なお、助成対象者の要件を満たすこと、市営公営施設により確認

認印、押してください。
自署の場合のみ省略できます。

問合せがある場合は、こちらの番号に電話します。例えば「申請者は父だが、問合せは母に連絡してほしい」等の場合は、欄外に記入ください。

1 申請者	ふりがな	こくぶんじ たろう	児童との続柄	父
	保護者氏名	国分寺 太郎		
	住 所	国分寺市戸倉1-6-1	電 話	042-325-0111

世帯状況はどちらですか。
当てはまる方を○で囲んでください

問合先(母)0×0-×××-×××

2 対象児童	ふりがな	こくぶんじ はなこ	生 年 月 日	20△△年〇月〇日
	児 童 氏 名	国分寺 花子	第1子 第2子以降	市町村民税課税世帯 非課税世帯
			(入 園 日)	〇年〇月〇日
			(在籍クラス)	1 歳児クラス

対象のお子様はどちらですか。
当てはまる方を○で囲んでください

3 申請金額		円
		円
		円
		円

「3 申請金額」は空欄で御提出ください。
市で、御提出いただいた書類等に基づき、申請額を算定いたします。記入があった場合でも審査の結果、決定額が変わる可能性があります。

支払金口座振替依頼書

☒ 振込先は、前回申請から変更はありません。

依頼者	住所	国分寺市戸倉1-6-1	銀行名（銀行コード：〇〇〇）	支店名（支店コード：〇〇〇）
	氏名	国分寺 太郎	銀行・農協 信金・信組	
	口座種別	(普通・当座)	口座番号	1 2 3
	口座名義（カタカナ）	コ ク フ シ ジ	口座名義（漢字）	国 分 寺 太 郎

お子様の口座は指定できません

認印

前回申請した方で口座の変更がない場合は、
チェックがあれば記入不要です

申請者＝依頼者＝口座名義
すべて同じお名前を、お子様の保護者名を記入ください

(注) 依頼者及び振替口座名義は、申請者と同一でなければ振込みはできません。

年 月 日

国分寺市長 殿

国分寺市認証保育所等保護者助成金交付申請書

国分寺市認証保育所等保護者助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、助成対象者の要件の審査のため、市の公簿等により確認することに同意します。

記

1 申請者

ふりがな		児童との 続柄	
保護者氏名	㊦		
住 所		電 話	

2 対象児童

ふりがな		生 年 月 日	年 月 日
児 童 氏 名		第 1 子 第 2 子以降	市町村民税 課税世帯・非課税世帯
入園施設名		(入 園 日)	年 月 日
		(在籍クラス)	歳児クラス

3 申請金額

4 月分	円	7 月分	円
5 月分	円	8 月分	円
6 月分	円	9 月分	円
合 計			円

支払金口座振替依頼書

☐ 振込先は、前回申請から変更はありません。

依頼者	住所															
	氏名 ㊦															
振込先金融機関	銀行名（銀行コード： ）								支店名（支店コード： ）							
	銀行・農協 信金・信組								支 店 出張所							
	口座種別		(普通・当座)						口座番号 □□□□□□□□							
	口座名義 (カタカナ)		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	口座名義 (漢字)		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

(注) 依頼者及び振替口座名義は、申請者と同一でなければ振込みはできません。